

---

## 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要投稿基準

- 第1条 原稿の内容は論文、研究ノート、資料、総説、論説、翻訳、作品などとする。
- 第2条 投稿者は鳥取看護大学及び鳥取短期大学の教職員とする。ただし、学外者が共同研究者として名を連ねる場合はこの限りでない。
- 第3条 原稿は未発表のもので、和文または外国文とする。
- 第4条 掲載された論文の著作権は筆頭著者の所属する機関に帰属する。
- 第5条 人を対象とした研究は倫理規程に則ったものでなければならない。倫理規程に関しては別に定める。
- 第6条 原稿の執筆要領は次のとおりとする。
- (1) 投稿は電子ファイルによって行う。
  - (2) 原稿は原則として横書き・新かなづかいとし、特殊な用語以外は当用漢字を使用する。なお研究上の理由等により、縦書きを認めることもある。
  - (3) 原稿はA4用紙にダブルスペースで、表題（論文題名、著者名、英文の著者名・題名、サマリー（200字程度）、キーワード（5語程度））は1段組・17行、本文は2段組・（23字×38行）（縦書きの場合は31字×25行）とし、天地・左右の余白を十分取る。著者氏名の右上に番号（1, 2, 3…）を付し、著者の所属機関名（大学は学部学科名、短期大学は学科名）を欄外に示す。
- 第7条 投稿原稿  
枚数は、12ページ以内とする。
- 第8条 図表の作成  
図表は、和文の場合は図1、表1、（英文の場合はFig. 1, Table. 1）と表示する。図はかならず正確、明瞭に描き、図の説明や記号等を付記する。なお図表は挿入場所の欄外に朱書きで明記し、原稿の所要箇所に貼りつける。
- 第9条 論文の構成等  
(1) 論文構成は、節〔1, 2, …〕、中節〔(1), (2), …〕、小節〔(1), (2) …〕の順での区別を原則とする。  
(2) 句読点はコンマとピリオド、単位は%, kg, Haなどの略号であらわす。
- 第10条 注・文献およびURL等の記載方法  
(1) 注と文献は区別し原稿末尾にそれぞれ一括して通し番号を付ける。ただし参考文献は必要最小限にとどめる。  
(2) 引用文献及びURLは、以下の要領による。
- 1) 邦文の場合
    - a. 著者名『書名』（シリーズ名）、出版社、出版年（奥付けによる）、p. 若しくはpp. または頁。
    - b. 執筆者名「論文名」、編著者名『書名』（シリーズ名）、出版社、出版年、p. 若しくはpp. または頁。
    - c. 執筆者名「論文名」、『雑誌名』巻号（年）、p. 若しくはpp. または頁。
  - 2) 欧文の場合
    - a. 姓、名頭文字、書名（出版地：出版社、出版年）、p. またはpp.
    - b. 姓、名頭文字、“論文名”、雑誌名、巻号（年）、p. またはpp.
  - 3) URLの場合
    - a. 著者名：タイトル、URL、（アクセス年月日）。

### 附則

この基準は、平成6年7月20日から施行する。  
この基準は、平成14年7月17日から施行する。  
この基準は、平成15年4月1日から施行する。  
この基準は、平成17年1月19日から施行する。  
この基準は、平成21年1月21日から施行する。  
この基準は、平成24年2月15日から施行する。  
この基準は、平成27年6月17日から施行する。  
この基準は、平成28年2月17日から施行する。